

任期付職員(産前産後休暇に伴う代替職員)の募集について

項目	募集内容
勤務先	関東信越厚生局 健康福祉部企業年金課
勤務地	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
職務内容	<p>一般行政事務で次のような業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種届出等の整理、管理等 ・各種届出等の審査業務 ・窓口及び外部からの電話対応業務 ・その他、常勤職員に準ずる業務
募集人員	1人
任用予定期間	<p>令和8年4月1日～令和8年6月27日 ※ただし、採用予定期間における勤務成績が良好な場合、引き続き育休代替職員として再採用される可能性があります。</p>
勤務時間	8時30分～17時15分（昼休み12時00分～13時00分）
勤務日	週5日（完全週休2日（土・日）制、祝日は休み）
給与	<p>給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき支給されます。 給与額は学歴、職歴を勘案して算定されます。 その他、期末手当、勤勉手当、地域手当、通勤手当、住居手当等支給（条件あり）</p>
応募方法	<p>履歴書（写真貼付）、職務経歴書等を提出してください。 郵送の場合は、封筒に「任期付職員応募」と朱書きして送付してください。 応募者多数となった時点で募集を締め切らせていただく場合があります。 なお、合否にかかわらず、送付いただいた履歴書等は返送いたしませんので、ご了承ください。（不採用の場合、当方で責任を持って廃棄いたします。） 書類選考を通過した方にのみ、作文試験・面接試験の日程をご連絡いたします。 応募の締め切りは<u>令和8年2月24日（火）（必着）</u>です。</p>
応募資格等	<p>高校卒以上の学歴を有し、次の知識、経験及び資格を有する者 （1）PCを使用してマイクロソフトオフィスソフト等で資料の作成、編集が可能であること。 （2）協調性があり、審査業務等を迅速・正確に行えること。 （3）心身ともに健康な者で積極的に業務に取り組む意欲があること。</p> <p>なお、以下に該当する方は、応募できません。 （1）日本国籍を有しない者 （2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 　・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 　・国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 　・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入了した者</p>
照会先	関東信越厚生局総務課 電話 048-740-0720 担当：飯島
書類送付先	〒330-9713 さいたま市中央区新都心1-1さいたま新都心合同庁舎1号館7階 関東信越厚生局 総務課 人事給与係
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法に基づく守秘義務や兼業制限等が適用されます。 ・応募の秘密は厳守します。